

改定前	改定後
<p>ValueDoor 利用規定 (2023 年 5 月改定)</p> <p>第 4 条 ValueDoor における認証の種別</p> <p>(2)ValueDoor 追加認証</p> <p>ValueDoor 追加認証には、ワンタイムパスワード認証およびスマホ認証があります。契約者は、ValueDoor 追加認証の利用を希望する場合、当行所定の方法により ValueDoor 追加認証を必要とする ValueDoorID ごとに申し込むものとします。ただし、当行は、当行の裁量により、この申込を拒否することができるものとします。また、当行は、セキュリティを強化する必要がある場合等当行が必要と判断した場合に、一定の ValueDoorID を ValueDoor 追加認証の適用対象とし、契約者に通知の上、ValueDoor 追加認証の利用を ValueDoor にて提供される各種サービスの利用の条件とすることができるものとします。</p> <p>①ワンタイムパスワード認証</p> <p>ワンタイムパスワード認証は、ValueDoor 認証に追加して、「ValueDoor ワンタイムパスワード認証サービス利用規定」で定めるワンタイムパスワードにより認証する方式です。ご利用の際は、当行所定の手続を行うことが必要です。</p> <p>②スマホ認証</p> <p>スマホ認証は、ValueDoor 認証に追加して、「ValueDoor スマホ認証サービス利用規定」で定めるスマートフォンにより認証する方式です。ご利用の際は、当行所定の手続を行うことが必要です。</p>	<p>ValueDoor 利用規定 (2024 年 2 月改定)</p> <p>第 4 条 ValueDoor における認証の種別</p> <p>(2)ValueDoor 追加認証</p> <p>ValueDoor 追加認証には、ワンタイムパスワード認証があります。契約者は、ValueDoor 追加認証の利用を希望する場合、当行所定の方法により ValueDoor 追加認証を必要とする ValueDoorID ごとに申し込むものとします。ただし、当行は、当行の裁量により、この申込を拒否することができるものとします。また、当行は、セキュリティを強化する必要がある場合等当行が必要と判断した場合に、一定の ValueDoorID を ValueDoor 追加認証の適用対象とし、契約者に通知の上、ValueDoor 追加認証の利用を ValueDoor にて提供される各種サービスの利用の条件とすることができるものとします。</p> <p>①ワンタイムパスワード認証</p> <p>ワンタイムパスワード認証は、ValueDoor 認証に追加して、「ValueDoor ワンタイムパスワード認証サービス利用規定」で定めるワンタイムパスワードにより認証する方式です。ご利用の際は、当行所定の手続を行うことが必要です。</p> <p><② 削除></p>
<p>第 11 条 本サービスの利用停止・解約等</p> <p>(2)強制的な利用停止・解約</p> <p>⑦契約者が当行に開設する預金口座(本サービスに関連する口座に限られません)の全部または一部につき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引(以下併せて「マネー・ロンダリング等」といいます)に利用されていることが判明またはマネー・ロンダリング等への利用の疑いがあると当行が判断した場合その他マネー・ロンダリング等の観点か</p>	<p>第 11 条 本サービスの利用停止・解約等</p> <p>(2)強制的な利用停止・解約</p> <p>⑦本サービスが法令等(マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合</p>

ら本サービスを継続して利用することが適切でないと当行が合理的に判断した場合

(略)

⑮相続の開始があった場合

(略)

⑮相続の開始があった場合

⑯当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合